

平成 29 年度 第 1 回 手数料、使用料等検討委員会会議録（要点）

1. 日 時：平成 30 年 2 月 21 日(水) 午前 10 時 00 分から 12 時 00 分
2. 場 所：市役所 4 階 庁議室
3. 出席委員：谷井委員長、杉崎委員、岩崎委員、岡本委員、斎藤委員、鈴木委員
4. 事務局：大島企画部長、仁賀田企画経営課長、萩原企画経営課主幹、牧企画経営課経営係長
5. 傍聴者：なし
6. 議 事 等：
 - (1) あいさつ
 - (2) 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱等説明
 - (3) 自己紹介
 - (4) 【議題 1】日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）について
 - (5) 【議題 1】質疑応答、意見交換、検討
 - (6) 【議題 1】検討結果まとめ
 - (7) その他（事務連絡など）
7. 会議資料
 - (資料 1) 平成 29 年度手数料、使用料等検討委員会名簿
 - (資料 2) 日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）
 - (資料 3) (参考資料) 他自治体の手数料、使用料等に関する基本方針
 - (資料 4) 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱

【議事等内容】

(1) あいさつ

- ・配布資料確認
 - ・企画部長あいさつ
(大島企画部長)
- 企画部長の大島でございます。平成 28 年 7 月に開催した会議において、手数料、使用料等に関して、『「見直しの基準」がかなり古いものなので、現在の社会状況や他市の状況を研究し、見直しを』というご意見をいただきました。
- 現在、見直し作業を行っております。本日は、まだ、たたき台の状況のものを資料として提出いたします。
- みなさまからご意見をいただき作り上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(2) 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱等説明

(事務局)

- 議事録作成のため、録音をさせていただきます。
- 議事録については、要点筆記で作成いたします。
- この議事録は、委員の皆さまにご発言を確認していただいたのち、個々の委員のご発言について氏名が特定されないようにしたうえ公表いたします。
- 日野市ホームページに掲載を行う予定です。
- 「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」説明（内容の記載省略）

○本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。

○委員会の概要について説明しますので、資料4をご覧ください。この会議は平成28年からの継続の会議ですので、平成28年度の会議で、設置要綱第4条の規定において委員長に選出させていただいた谷井委員に引き続き委員長の職をお願いしております。（以下、要綱内容の説明のため記載省略）

○ここまでの内容で、何か質問はありますか。

—各委員から質問なし—

(3) 自己紹介

—内容の記載省略—

(委員長)

○傍聴希望者がいないということですので、議題1に入ります。

(4) 【議題1】日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）について

(委員長)

○【議題1】「日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○平成28年7月の当委員会において、使用料等の設置基準が長年見直されていないことに関して、「使用料の設定基準は、策定から10年が経過している。時代は変わっていくものなので、見直しをすべきである。受益者負担、地域性の問題、利用率を考慮する問題を含めて検討すべきである。市民に理解を得るために、早急な基準づくりが求められる。減免制度等、他市の状況を考慮する必要がある。」というご意見をいただきました。

○市では、他市の状況や今までの使用料の市の内部ルール等を参考に、市としての素案たたき台を作成いたしました。それが資料2でございます。

○事前にお送りさせていただいておりますが、改めて、この中身の概略をご説明いたします。ここに記載したことは市として決定したのではなく、今後、この委員会でご意見をいただき、その後、最終的に市として手数料や使用料等を見直す際の基準として活用できるよう、修正等の作業を行い完成させるためのたたき台です。

—これ以降、資料2の説明のため、内容の記載省略—

(5) 【議事1】質疑応答、意見、要望

(委員長)

○議事(1)「日野市手数料、使用料等の見直し基準（素案たたき台）（概要）」の説明がありました。質問、ご意見、要望等がある方は、お願いいたします。

(委員)

○全体的な観点から2点質問があります。

○1点目は、1ページ目にあるように、策定の目的、手数料や使用料を取る基本的な考え方の中に「負担の公平性」をあげています。「だから頂くのだ」ということではないかと思いますが、さらに、使用料、手数料を取って、施設やサービスを長く維持していく、そのためにも必要だというように書いてあります。もっともだと思いますが、ただそれだけでなく、そういう経費をとることにより、もっと市民の活動を活性化する、そういうことを促すために必要なのだと、もう少し積極的な面を打ち出した方がいいのではないかと思います。

○維持管理のためだけに必要だということだけではなく、もう少し市民の皆さまに協力をいただいて、もっとみなさんが参加しやすいような施設にしたいというところがあってよいと思います。

○逆にそれを書いてしまうと、では、「どこが改良されたのか」「もっとよくしてよいはずだ」ということになるかもしれませんが、そういう点もお考えいただけたらと思います。

○2点目は、全体に関わることです。12ページのフロー図の⑦に議会審議とあります。他市の状況を見ますと、一応、案ができた段階で、多摩市では市民にアンケートを取ったり、あるいはパブコメをしたりしているということです。八王子市では市民説明会などをやっているということで、結構丁寧な手続きをとっているのですが、この表を見ますと、そういうことはなくて、議会で議決されたら3か月程度で実施するという形になっています。市民にもう少し丁寧な働きかけが必要なのではないかと思います。以上2点です。

(委員長)

○市のご回答をお願いします。

(事務局)

○2点目からご説明させていただきます。12ページの表ですが、これは、見直し基準の事ではなく、個々の料金の見直し作業のフローになります。使用料、手数料は条例改正となりますので、議会でご審議いただくことになります。⑦は必須の工程ということになります。

○その前の、④附属機関等からの意見聴取というのがあります。それぞれの施設について、それぞれの施設の担当課が施設運営などに関して、市民委員等として市民が参加される会議体を設置している場合があります。そういうところでご意見をいただく。そういう会議体がない場合は、⑤のこの委員会で調査検討をしていただくという形になっています。

○さらに、料金改定の方で進む場合は、状況により、どういう手順を踏んで最終的に⑦に行くかということ、場合により変わってくることを想定しています。

(委員)

○料金改定については、市民も関心があるのだと思います。そういう市民の声を聴く機会がなくて、いきなり改定ということになると少しまずいのではないかという気がします。集会所などでは、特に各自治会に集会場の値上げ、有料化するという情報を流せば、当然自治会の会などで検討されると思います。そういうことを流すつもりがあるのかどうなのか、丁寧にやっていくつもりなのかどうなのかということだと思います。

(事務局)

- 市民の声の聴き方は、ケースバイケースだと思っています。「値上げをしたいです」という言い方をすれば、市民の立場からすると一義的には、特に利用している方からすると「値上げは困る」という話になるのではないかと思います。
- また、もともと無料施設だったものを有料の施設にする場合には、費用対効果とか、本来の施設目的にあっていないかということ判断した上でということになります。
- 個々の施設について運営等に関する会議体を持たれていて、そこで市民の意見を伺うもの、それから、場合によっては、利用者に直接伺うということではなく、このような会議体の中で図らせていただき、ご意見を伺うといういくつかのパターンがあると認識しています。
- 本日の会議では個別の案件の金額についてご意見を伺うという主旨のものではありません。
- 今後、個別の案件を審議する場ということで委員会に諮るケースがあるかと思えます。そういった中で委員様の中で「それについてはしっかり利用者の意見を聞いた方がいいのではないか」というようなご意見を出していただいた場合にはそれに基づいて検討させていただくという形で進めていくことになるかと考えています。
- 1点目については、施設の維持管理に視点を置いた書き方になっている点について、負担をしていただくことによって、市民の活動が活性化する、利用しやすい施設づくりを目指していくという視点は大事だと思えますので、盛り込めるように検討していきたいと思えます。

(委員長)

- 他の方でご意見はありますか。

(委員)

- 地域よっての施設の利用度は異なると思います。市の南部地区は小規模な施設が非常に少ないと聞きます。それに比べて、東部、いわゆる中心部の方は、人口が集中しているせいか、そういう施設が非常に多い、利便性を考えると非常に大きい面があると思います。東部、南部、西部、北部地区の格差が非常にあると思います。南部地区は遅れているという声も聞きます。
- 遠くの施設に車で行って、駐車場を使用して、駐車場料金を取られるということがあります。今は車社会なので、そういう部分の考えを頭にいれて考えてほしい。
- このたたき台に地域別のことが書いていないので、タブーなのかもしれないが日野市では語らなければいけないと思います。それを基本において施設の利用方法を検討されればまた違った考え方が出るのではないかと思います。
- 各施設の利用度、稼働率についても地域性ということが関連してくると思います。施設が集中している地域の使用料、手数料とかの考え方になっているように感じます。
- この会議の中の話ではないと思いますが、基本的に日野市全体の中で各施設の分散が公平ではないと思っています。それが是正されることを考慮していただきたいです。

(委員長)

- 前回の会議での意見でも、地域性の問題とか、利用率を考慮した検討をすべきであるというご意見が出ていたと思います。まず、今のご意見に対して、事務局からご説明ください。

(事務局)

○12 ページのフロー図をご覧ください。①基準額の算定、②激変緩和措置で上限額を決めてもそれは原案であり、③で市内類似施設との料金比較、市内の地域別料金の考慮などをし、改定するかしないと書いてあります。例えば同じ目的の2つの施設で、単価がともに 800 円で、一方の施設が駅前で利便性がよく、片方の施設が、交通不便地域にあるような場合を想定しています。リーズナブルにすれば遠くても利用率が高まるといこともございますので、個々に考えるような書き方になっています。

○ここ以外でも地域別について書いていくということについて検討させていただきます。

(委員)

○この会議の直接的な議題ではありませんが、高幡台団地 73 号棟の跡地など、今後考えられている複合的な施設とも関連してくる問題でもあると思います。そういう全体的なものを考えてやる必要があると思います。

(事務局)

○市では、南部地域の活性化を図っていかなければならないと思っています。公共施設を再編していかなければなりません。南側の施設も非常に老朽化が進んでいるものもあります。それを踏まえて、今年度から動きだしてはしていますが、さきほどおっしゃったような高幡台団地 73 号棟跡地を使って、新しい地域の核となる公共施設を作っていけないだろうかという話を来年度以降、この会議とは別のところで本格的に進めていく流れではあります。

○駐車場については、ご自分のスポーツで利用される場合には、ご負担をいただくということはあると思いますが、市が呼びをした会議でお金をいただいたということでしたら、減免の考え方の中で検討させていただきたいと思います。

(委員)

○公的施設の偏在の問題については、以前から「七生格差」という言葉もあります、2000 年以降の公的施設を調べてみましたが、中央線側に多摩平の森ふれあい館、市民の森ふれあいホールなどができていて 2000 年以降に 10 館前後作られています。南側は平山季重ふれあい館だけです。なぜ同じ市で同じ税金を払っているのに偏在させるのか。北側の工業団地などで人口増加時に、北側にいろいろな施設を作ったのかなということも考えられますが、現在、日野自動車にしても大企業はどんどん撤退している訳で、そうなると、北だ、南だではなく、バランスのとれた地域づくりをこれから図っていかなければいけないと思います。

○少し蛇足でしたが、それは結局、使用料などの問題にもかかわってきます。

(委員長)

○地域性等の問題は、新しい施設の計画や地域開発のプロジェクトだとかということに関わる問題だと思いますので、そちらの方の計画策定の際に、今のご意見を参考にさせていただけたらと思います。他にご意見はございますか。

(委員)

○20 ページの減免の取扱いの囲みの日野市手数料条例第 6 条 3 号に書かれている「公の救助を受け

る者または市長が手数料を納める資力がないと認める者からの請求によるもの」についてです。例えば、八王子市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」の14ページの(1)の使用料の項目の②で生活困窮者等特別な事情のあるものとあって、(2)手数料のところには、②生活保護法の規定保護を受けている者から申請があったものと記載されています。

○日野市の場合は、「公の救助を受ける者または市長が認めるもの」という表記がされています。やはり、公の救助を受ける者というのは生活保護という意味でしょうか表記のことがわかりにくく、少し気になりました。

(事務局)

○「公の救助を受けるもの」という表現は現在日常ではあまり使わない言葉です。日野市手数料条例は、金額の見直しについて数年前に行ったところですが、表現としてわかりやすいものにできるかどうかを他市の条例を参考にしながら検討いたします。

(委員長)

○他の委員、いかがでしょうか。

(委員)

○前回の会議で、消費税の話があったかと思います。もし10%になった時にはこれとは別に12ページの下段に書いてある「消費税対策本部」を設置してこのフローとは別のところで議論されるのでしょうか。

○それから、このフローは数年ごとに見直すということなのでしょうか。

(事務局)

○消費税等の税法改正があった時は、通常の見直し期間の4年間を待つということではなく、必要に応じて、消費税対策本部を設置して全体の方向性を決めることになると記載しています。

○その影響額はすぐにはわかりにくいので、少し影響額を見定めた上で、見直しを行いたいという認識ですが、そのことの追記について、検討いたします。

○見直し期間は、初年度はこのフローの通りやってみて、そののち、改定する施設、しない施設が出てくる場合は、初年度ののちは施設ごとに4年ごとということも想定しますが、運用の方法は今後検討します。

○このフローと見直しの基準自体は、料金改定の方法を主な目的にしたものというよりは、この施設を1年間運営するにはコストがどれだけかかっているのかという、職員がコスト意識を持つということを見える化するという目的もあります。

○今まではその時、その時の状況で使用料を決めていたものを、この施設は1年間あたり、また、1㎡あたりどのくらいの金額になるのだろうということを見て、現在の使用料と比べて、且つ、施設設置目的、地域性などを1つずつ判断していくための基礎的な手順、ルールと考えています。

○このフローで機械的に計算して「いくらにします」というような目的のものではありません。そういうことを市民の皆さまにわかるように工夫してみます。

(委員)

- 原価算定の方式が書かれています。原価があり、負担割合の話がありますが、税外収入、利益のようなものに乗っかって最終的な使用料、手数料になっていくのでしょうか。
- 最終的な利用者が払う金額というのは、100%原価に係るものなのか、例えば利用率が上がれば上がるほど、市として税外収入、収益になるのかどうかはいかがでしょうか。

(事務局)

- 9ページのイメージ図のとおりで、原価が全体分です。民間企業のように「収益を上げる」という考え方ものではありません。
- 使っていない日、使っていない部屋の分を利用者に転嫁することはできないので、その分のランニングコストは公費で負担する構造となります。

(委員)

- 9ページのイメージ図がわかりにくい。一番上の黒い囲みを100としたらその下の黒い枠は、見限り60:40位に見える。さらにその施設の利用に係る利用者の負担は40:60のように見える。

(事務局)

- たまたまそのような割合に見える表です。

(委員)

- そうすると、全体の原価の100に対して25%になるというようなイメージでよろしいでしょうか。

(事務局)

- このイメージで言えばそうですが、施設により利用者負担割合が異なることを想定していますので、あくまでもこれはイメージ図です。
- 9ページの図の一番下の「利用者による負担」がまったくないという施設もあると想定しています。
- その場合、公費、税金による負担が100%ということもあります。

(委員長)

- 10ページ、11ページを見ると割合が分かります。

(事務局)

- 11ページに具体的な施設名が入ってくるとイメージがつかみやすいと思います。
- この表のイメージ図の表現をわかりやすいものに修正します。なお、10ページにあるAグループの利用者負担割合100%の施設であっても、実際には供用部分は公費負担ですので、施設管理コストの全てを利用者にご負担いただくのではないということになります。

(委員)

- 10ページの表によると、極端な話として、Aグループ、利用者が100%負担する施設であるとした場合、さらに極端な話、オープンスペースもないという場合、原価を割りかえたものが本当の使用料、手数料になるということなのですね。

- ということは、市としては損失ですが、何も利益分を上乗せしていない状態でやっているということですね。
- 利用料、手数料を支払ったことにより、市として利益になっているような感覚があったのですが、本当に原価だけで提供しているということがわかった方がいいと思います。

(事務局)

- 使用料、手数料を取って、市は儲けているのではないかというイメージをお持ちの方がいるとすると、それは違うということがわかるようにしたほうがいいということですね。あくまで掛かる経費の一部をご負担いただくということをしつかり周知していかなければいけないということですね。

(委員)

- そう思います。
- 指定管理者制度が入っているところは少し計算が違うのですね。原価に関しては、この計算方法でいくけれど、最終的な利用料金は指定管理者の方で決めるということですね。

(事務局)

- 市が直接運営する施設では、施設運営費は市の歳出になり、利用料は市の歳入に計上されます。
- 指定管理者制度では、市が指定管理料を支払い、その分が市の歳出になりますが、実際の運営は、利用料金制をとっている指定管理では、指定管理者側に入る利用料金分と、事業者努力による事業者側の利益分とが合算されますが、おおよそ市が直接運営する経費と同等とみなすことができますので、それで指定管理料を含む事業者の支出決算額としています。
- これらを含めて、施設にもいろいろあり、どこまで記載すべきなのか検討しました。

(委員長)

- 基準を作る際はそこが非常に難しく、全体的な基準でやっても、個別で考えなければならないものが多分必ず出てきます。
- 資料に戻りますが、13 ページのその他欄(1) 市民以外に利用者の料金の設定の項目で、日野市民の2倍の額を上限としてという記載がありますが、例えば、観光施設等であれば、圧倒的に日野市民以外が利用することになった時に、では日野市民より自分たちが2倍の料金を払うということは抵抗が出てくる。やはり、個別で考えなければならないというのはかなりあると思います。
- 全体的な基準であるとしても、個別に考えるケースは必ず出てくるので、今回はあくまでも全体的な基準ということで、考え方を整理した方がいいと思います。

(委員)

- 今、委員長がふれた13 ページのその他欄(1) 市民以外に利用者の料金の設定の項目で、「日野市民の2倍の額を上限として」という記載の件ですが、逆にいうと日野市民が他市の施設を利用すると2倍取られるということになるわけです。
- しかし、これからの時代は、日野市、何市だといっていないで、広域連携的な視点が必要ではないかと思います。
- 私はよくコンサートに行きますが、地域によって、全く同じ曲目を同じ演奏者で行う時に、倍程度

料金が違うことがあります。国単位でも最恵国待遇という形で、国どうしで自国民と同じ扱いにするという制度が昔からあります。市もお互いに連携しあって、日野市民も同じ料金にするというよな、連携、協定のようなものを今後の課題として、積極的にやっていかなければいけないのではないかと思います。

- 都心に行きますと、区堺にそれぞれ隣り合わせの豪華なコンサートホールがあります。こんな無駄なことはないと思います。両方の区が協働して1館にすればいいわけです。
- 多摩地区のいろいろな市が今後も未来にわたって存続するのかわからない時代になってきているのですから。

(事務局)

- 市民以外の利用者の設定については、見直し基準を作るにあたり、ルールを作ってほしいという所管部署からの意見があったと聞いています。
- 市境や駅周辺に施設があり、市外の方の利用が多く、日野市民が利用できないという場合を想定しているのだと思います。
- 一方、今は市民が早めに予約できるシステムになっているという市民に優位性を持たせたものになっています。その中で更に市民が予約を取りやすくするために「市外料金を設定したい」という場合でも「上限として2倍までにしましょう」という意味で記載しました。
- しかし、それによって市外者の利用が減り、結果的に施設自体の利用率の低下に拍車がかかることもあるので、そのあたりは慎重にするということも併せて記載しています。

(委員)

- 百草地域に住む知人の話では、「近いので多摩市の施設を使う」といいます。わざわざ日野市内など行かないといえます。その場合、倍払っていくというのもどうかということもあります。
- しかし、予約が取りづらい施設であって、他市民がいっぱい来て、日野市民が使えないということは問題ですね。

(事務局)

- なにがなんでも2倍取ろうということではなく、「上限として」ということで考えています。
- 広域連携の視点は市の中で考えております。

(委員長)

- 他に質問等はございますか。

(委員)

- 原価と利用者負担の考え方に、利用者負担割合及びその算定方式、減価償却費及び土地の賃借料の算定を原価計算に入れるかなどが今回の意見交換の根幹だと思います。
- 他市の情報を取り入れたこのたたき台の素案概要は日野のスタイルにほぼなっていると考えます。
- 今後、複合施設や施設の中に商業施設を誘致して賃料をいただくなどさまざまな手法を考える必要がある。そのような場合にも対応できるような形のものにしていく必要があります。
- 賃借地と賃借地でない物件は明確化した形の数字の出し方が必要であると考えます。

- 基準の見直しは6年くらいでいいですが、使用料等の見直しは3年が良いと思います。他市では基準見直しは6年、見直しは3年になっているところもあります。
- 市によって人口規模も施設状況等も違うので、他市に合わせる必要はないと思います。すべて考えた上で、また第2回のこの会議があるのであれば、皆さまの意見を含めた中で第2回のたたき台を作っていただければありがたいです。

(委員)

- これから建設を予定している施設のことも念頭にこの会議の基本となるものを並行して考えていただければこの会議が無駄にならないと思います。

(事務局)

- 新規施設の考え方について、土地の定期借地権の設定、場合によれば、上の階に別の目的の施設を積み上げるということもあるかもしれません。おっしゃったようにコンビニのような商業施設を入れるということも考えられます。昔は公民館なら公民館の単体施設を建設していましたが、これからの時代は、商業施設等といっしょにするという考え方をもっておかないといけないのかなと思います。それを踏まえた形で対応できるように検討させていただきたいと思います。

(委員)

- 市の土地を提供して事業者が施設を建設する手法はすでに他市で導入しています。その複合施設の中に、ホールとか多目的施設を作って地域に貢献できる施設ができるわけです。事業者はお金を出しました。しかし、その程度の賃料ではいやだということがありうるわけです。
- しかし、A施設は3,000円で使えたが、B施設は5,000円だったということはあってはならない。そういうことに対応できるような算出方法をきちっとしてほしい。
- 民間が行政の施設を委託や指定管理者制度を取る場合、採算性が乏しいということがあるので、そのあたりを考えていただきたい。
- この会議でもう一度やらなくていいという意見が多ければ、この後は市に任せてもよいです。

(事務局)

- 見直しの期間の周期について、コスト計算をする時、直近の1年であるといろいろな変動要因があるので、3年ぐらい見て平均値を出すとすると、市の決算が3月末で確定しないため4年のサイクルでないと3年間の確定額が出にくいというところもあり、4年にしています。

(委員)

- 社会情勢の変化が早いので、3年にさせていただくことを希望しますが、最終的に市にお任せします。

(事務局)

- 税制改正などがあるとコストに跳ね返ることがあるので、そういう場合は4年に関わらずということも記載することを検討します。また、周期についても再度検討します。

(委員)

- 料金改定となれば、「値上げするのだろう」というのが大方の見方だと思います。多摩市では料金改定で減額しています。たたき台の13ページにも一番下のところに料金値下げの考え方という項目があり、値下げももちろん考慮するという事だろうと思います。
- その他に物価スライドは考えているのかどうかお聞きしたいです。物価スライドについては触れていませんが、そのあたりをどうするかということです。
- いずれにしてもこの20年間ずっとデフレです。そういう中で値上げするという場合には、市民の抵抗は考えられると思います。
- 市民は「料金改定」＝「値上げ」と思ってしまうけれども、「値下げ」もあるのだということもあれば、「では値下げしろ」という声も出てくる可能性もあります。

(事務局)

- 物価スライドというところをかなりこまめに見ていかなければならないと思います。今回は物価スライドの考え方は入れない形を考えています。

(委員長)

- 物価スライドは数値により、いくらでも「いい」「悪い」ということは言えてしまうので、物価スライドの考え方をこの基準に入れることは難しいと思います。

(事務局)

- 値下げということになると、近隣自治体との比較という中で、近隣自治体が類似施設の使用料を値下げするという事になると、全く影響がないということはありませんので、下げるという選択肢が出てくるかもしれません。
- 根本的なことで、他市と比較して、日野市は何年も見直し作業をしていないということがあります。
- そういう中で物価スライドは導入しませんが、物価自体は下がってきているという中で見直してみたら、結果的に下がるという可能性はあります。

(委員長)

- いくつか要望と提案があります。
- 2ページの減価償却費を原価に入れるかどうかという話ですが、減価償却費を原価に入れていない自治体があるということですが、原価に入れなかったらどこに入れるのでしょうか。

(事務局)

- 市民の方から頂く利用料の算定基礎に入れないという意味です。

(委員長)

- 日野市の場合は、減価償却費を算定基礎に入れたいということですね。これは基本的には施設の減価償却費ということでもよろしいのでしょうか。賃借料のところにはパソコンのリースというようなことが書かれていますが、備品の減価償却費は入らないとしているのでしょうか。

(事務局)

○基本的に施設本体の減価償却費と考えております。

(委員長)

○通常、施設の減価償却期間は何年ぐらいでしょうか。

(事務局)

○用途・構造により償却期間が異なりますが、20年～50年ぐらいです。

(委員長)

○減価償却費がゼロになれば、計算上利用料が下がるということもあるということですね。資産価値がゼロになるということですね。

(事務局)

○いつかは減価償却費がゼロになるという年が来るということが想定されます。

(委員長)

○減価償却費を原価に入れられないという選択は、資産価値を回収するという意味では大変だろうと思いますので、やはり減価償却費は原価に入れた方がいいと思います。

○あとは、議論の中にも出ていましたが、使用料や手数料は市民の方に納得してお支払いただくということが一番重要なことかと思えます。

○金額が高かろうが、安かろうが、結局は市民の方が納得してお支払いただくのであれば、それはそれで良いのであって、そう考えると、9、10、11ページ当たりが最も重要だと思います。10ページなどを見れば、利用者負担が0%になれば、公費負担が100%になるということです。結局は公費負担ということは「税金から払います」ということなので、今、ある税金で賄っているサービスをやめてそちらに回すとか、税金を上げるのかということになるわけです。施設利用者に使用料を一部払っていただくか、全額市民の税金(公費)から支払うかの選択です。使用料という形であれ、公費負担という形であれ、いずれにしる日野市民の方々に施設の維持・運営費を担っていただくわけです。それはやはり市民の方にしっかりわかっていただくために9、10、11ページあたりの各施設の負担割合はこの基準の最初に持つてくるべきではないかと思えます。

○策定の目的や基本的な考え方という1ページがあって、このあとに各施設の負担割合というのを載せたあとに、では、利用者負担をいただく場合に原価、基準額はどのように算定しますというような形の流れにした方が、市民の皆さまもたぶん、こうやって我々も利用者として負担することが必要なのだなということがご理解いただけるのではないかと思えます。

○全額公費で賄うということは、利用しない人も含めて結局は日野市民全員で負担をするということになってくるので、利用する人が一部は負担するということが必要だということを理解していただくためにも前に持つてきて、その上で、ではいただく場合の原価はどのように算定していきますという書き方をしたほうが納得できるというか、わかりやすいというイメージを持ち、感じたところです。ご検討をお願いいたします。

○利用者にもご負担いただく必要がありますよ。負担いただかない場合は、公費で全額を賄わなければいけない。それが利用者負担、受益者負担という方法なのか、利用しない人も含めて市民全員で

負担するのですという形なのかという中で、A～Fまで分けているグループの中で施設の持つ役割の違いによって、一部は利用者に負担していただきたいということを最初にうたった方がいいと感じました。

- 他の委員の方からご意見はありますでしょうか。他になければ議題1を終了します。
- 今回の意見を踏まえて見直したものを第2回のこの会議を開催するのか、あるいはお任せをするのか、どちらがよろしいでしょうか。

(委員)

- 改定を急いでいるのでしょうか。

(事務局)

- 急いではおりません。しっかりとご議論していただければありがたいです。

(委員)

- 急いでいないなら、もう少しじっくり議論していただいてはどうかと思います。

(委員長)

- 他の方はどうでしょうか。

(委員)

- 事務局が必要とすれば、行うということではいかがでしょうか。

(事務局)

- 3月には議会がありますので、会議日程調整が難しいため、開催するとしたら4月以降と考えております。

(委員長)

- それでは、次回の開催は、本日の意見を踏まえて修正し、第2回の開催については、事務局で必要性を検討していただくということでお願いします。
- それでは、(1)日野市手数料、使用料等の見直し基準(素案たたき台)(概要)について、検討結果のまとめに入りますが、委員の皆様から様々な意見が出ましたので、主なものを事務局で議事録としてまとめていただき、それを各委員に確認していただいたあと、第1回会議の議事録として公開することとさせていただきます。
- また、それまでに第2回の会議の開催の可否を事務局で決定し、委員長及び各委員に知らせてください。
- 第2回の会議を開催し、第3回の会議まで行うかどうかは、第2回の会議の意見により決定するとして、最終的にこの会議での議論を尽くした段階で、市長へ報告することとしたいと思います。
- 事務局は、今回の意見を踏まえた改訂作業を進めてください。それをまた我々委員に提出していただきたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか？
- 反対の意見等がありましたら、お願いいたします。

(各委員)

○それで結構です。

(委員長)

○それでは、事務局にはたたき台改訂の作業と、第2回開催の要否の決定をお願いします。

(事務局)

○事務局にて主な意見等を議事録にまとめます。この内容を委員の皆様にご確認いただきます。

○第2回の会議開催の要否について、判断し、委員長にご相談いたします。その結果により、委員の皆さまにお知らせいたします。

○本日のご意見を踏まえ、【資料2】素案たたき台の改訂作業を行います。

(委員長)

○(7)その他に入ります。事務局からなにかありますか。

(事務局)

○特にございません。ありがとうございました。

(委員長)

○次第のすべてが終了しましたので、これをもって会議を終了いたします。

—会議終了—